

滋賀県環境基本条例は、滋賀県の環境政策の基本的な方向を定めたもので、健全で質の高い環境の確保を目指して1996(平成8)年に制定しました。この条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、2014(平成26)年に策定したのが第四次滋賀県環境総合計画です。

1. 滋賀県環境基本条例

滋賀県環境基本条例は、環境保全には、物質循環の重要性や資源の有限性を認識しながら、環境が持つ復元能力の下に持続的な発展を図ることや、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいくことが必要との問題意識を踏まえて、滋賀県の環境政策の基本的な方向を定めた条例です。

(1) 目的

環境保全に関する基本理念や県民、事業者および県の役割を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることで、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健全で質の高い環境を確保することを目的としています。

(2) 概要

この条例では、3つの基本理念「生態系の微妙な均衡を保ちつつ、環境の健全性を確保する」、「環境に関する権利を実現し、義務を公平な役割分担の下に果たす」、「地球環境の保全を推進する」を掲げています。また、環境総合計画の策定や環境自治委員会の設置に関する規定を設けています。さらに、県民および事業者の間に広く環境保全に関する理解と認識を深めるとともに、環境保全に関する活動への参加意欲を高めるため、「びわ湖の日」を7月1日と定めています。

2. 第四次滋賀県環境総合計画

滋賀県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2014(平成26)年10月、滋賀県環境基本条例に基づき「第四次滋賀県環境総合計画」を策定しました。この計画は、滋賀県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられており、目指すべき将来像や、基本目標などを定めています。

(1) 目指すべき将来像と基本目標

おおむね一世代後である2030(平成42)年を想定した「持続可能な滋賀社会」を基礎としながら、東日本大震災を契機とした環境に対する意識変化などを踏まえ

つつ、「『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～」を目指すべき将来像に設定し、その実現に向けた3つの基本目標として、「環境の未来を拓く『人』・『地域』の創造」、「琵琶湖環境の再生と継承」、「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」を掲げています。



図10-1-1 目指すべき将来の姿(2030年持続可能な滋賀社会)

(2) 環境課題に対応する横断的仕組みづくり

今日、直面する環境問題は、その要因が互いに関係しあうことにより、複雑化・多様化し、分野横断で影響を及ぼしあっているため、1つの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっています。これらの課題に対応するため、横断的な仕組みづくりとして、

- ①人育ち・人育ての仕組みづくりとして「滋賀県環境学習等推進協議会」の設置
- ②環境課題の仕組みづくりとして「琵琶湖環境研究推進機構」の設置を記述しています。